

11 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約に関する指名業者等選定要領

平成 12 年 1 月 21 日 青管第
911 号教育長、警察本部長、
各公所の長あて総務部管財課
長通知

物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約に関する指名業者等選定要領

最終改正 平成 18 年 2 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約の相手方としようとする者(以下「指名業者等」という。)の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名簿からの選定)

第 2 条 契約担当者等(青森県財務規則(昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号)第 129 条に規定する契約担当者等をいう。以下同じ。)は、指名業者等の選定に当たっては、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領第 5 に規定する競争入札参加資格名簿により、同要領別表 1 に掲げる業種区分及び契約の予定価格に応じ、これに対応する等級に属する名簿登載業者の中から選定するものとする。

2 契約担当者等は、前項の名簿登載業者が少数である場合その他適当な数の指名業者等を選定するため必要があると認められる場合は、同項の規定にかかわらず、当該予定価格に応じこれに対応する等級の直近の下位の等級に属する名簿登載業者の中から指名業者等を選定することができる。

3 契約担当者等は、特殊又は高度な技術が必要とされる場合その他特別の理由があると認められる場合は、前 2 項の規定にかかわらず、指名業者等を選定することができる。

この場合においても、原則として、名簿登載業者の中から選定するものとする。

(選定の留意事項)

第 3 条 契約担当者等は、指名業者等の選定に当たっては、選定しようとする者について、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、選定が特定の者に偏ることのないようにするものとする。

(1) 不正又は不誠実な行為がないと認められる者であること。

(2) 著しい経営状況の悪化又は信用度の低下の事実がなく、かつ、契約不履行のおそれがないと認められる者であること。

(3) 契約の履行について法令等の規定により許可等を必要とするものであるときは、当該許可等を受けている者であること。

(4) 契約の性質又は目的により、契約履行の実績がある者に履行させる必要があるときは、当該実績を有する者であること。

(5) 契約の性質又は目的により、特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に履行させる必要があるときは、当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。

(秘密の保持)

第 4 条 指名業者等の選定については、秘密の保持に十分注意しなければならない。

附 則

この要領は、平成 12 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 2 月 21 日から施行する。